審査結果(案)の一覧\_第1作業部会(第1回・第2回)

番号	補助金名称	H 2 5 予算額 (千円)	総合評価	コメント
1	自己啓発助成金	130	廃止	・本補助金は、H18年度の補助金の見直しを 踏まえて創設された制度であり、業務に直結 する資格、講座等に対象を限定されたもので ある。 ・職員の資質向上と能力開発により、市民福 祉の向上を図るという補助金を踏まえ、世末の 世上をの交付実績の低迷実施におれているとこれでもアンケートが講じられているとこれで 地である。 ・しい自己啓発による二人とこれであるととの もには、本来職員が自主的に能動的に取り もには、本来職員が自主を能力開発の 取組によるのない。また、インセンティブ(報 せいである。自己存在に対したの りも、取組によっても、自己存在に対した成果(効果)に対して与えられるべきの ・以きと考える。もいったが のである。とから、本補助金はいったが のである。 ・以きと考える。もいったが のである。とから、本補助金はいったが のである。 ・以きと考える。もいったが のである。 ・以きと考える。もいったが のである。 ・以きと考える。もいったが のである。 ・以きと考える。もいったが のである。 ・以きと考える。もいったが のである。 ・以きと考える。 ・は、本補助金はいったが のである。 ・以きと考える。 ・は、本補助金はいったが のである。 ・は、本補助金はいったが のである。 ・は、本補助金はいったが のである。 ・は、本補助金はいったが のである。 ・は、本補助金はいったが のである。 ・は、本補助金はいったが のである。 ・は、本補助金はいったが である。 ・は、本補助金はいったが である。 ・は、本種として来がる。 のにしたとして、大きを 明確にした上で、人もことを 明確にした上で、から、本補助度を 相楽すべきである。
2	自治会長研修費補助金	1,991	廃止	・地域活動の主体である自治会と市との協働の重要性に鑑み、H22年度に「廃止」の提言を受けながらも継続されているが、前回提言と同様、今回の見直しにおいても、研修成果が地元へ充分に還元されているとは言い難いという意見があり、実績報告書についても、経費や研修内容の記載方法について、不十分な点があった。 ・本補助金は昭和60年に創設されたものであり、長期にわたって交付されてきた経緯も相まって、行事の一環として慣例的に実施されている傾向も否定できない。また、地域課題が複雑化、多様化している状況下において、補助対象を自治会長に限定する必要性がなく

				なってきていることから、本補助金については、廃止すべきである。 ・もっとも、市民と行政との協働によるまちづくりの重要性の観点から、地域活動の向上を目的とする補助制度の必要性は認められることから、自治会長に限定せず、地域課題に応じた地域の担い手への研修費補助制度など、今後、市民自治協議会の設立が予定されていることも踏まえた上で、新たな地域への補助制度を再構築されたい。
3	友好都市宿泊補 助金	100	廃止	・友好都市交流事業の一環として実施されているものであるが、補助額も1人1泊につき2,500円と少額であり、主要宿泊施設の閉館などの影響から近年の利用実績も低迷している状況にある。 ・また、宿泊補助という手段により友好都市との交流が図られるのかという補助効果に対する疑問があるとともに、創設から既に14年が経過しており、友好都市との交流の推進という目的は一定程度果たされたものと考えられる。 ・よって、本補助金は廃止し、友好都市との交流の推進に当たってはPRの強化など、別途新たな手法を検討すべきである。
4	環境基本計画推進会議補助金	3,400	継続	・市民・事業者・行政から組織され、積極的に活動がなされている市環境基本計画に定められた様々なプロジェクトの実施主体への補助金であり、補助金の意義は認められるもので、効果についても市民力を活かした環境施策が推進されているところである。 ・しかし、本組織については、本来構成員である市民・事業者が主体的に事務等の組織運営を担うべきものとなっており、会員数も131に留まるなど、組織としてのあり方に課題が見受けられる。 ・今後、組織や活動の活性化に向けた会員数の拡大に取り組まれるとともに、取組や実績等をより一層市民に周知し、活動への理解、協力を求める必要がある。

番号	補助金名称	H 2 5 予算額 (千円)	総合評価	コメント
1 3	中小企業債務保証料補給金	10,000	廃止	・本補給金は、中小企業事業者が融資を受けるに当たり必要となる債務保証料の一部を市が助成することで、地域経済の振興を図るものであるが、1社平均2万円/年と低額であり、中小企業の経営基盤の安定・強化に寄与しているとは考えられず、市にとっての補助効果も不明瞭であり、市が関与する必要性が高いとは言えない状況にある。 ・また、本制度よりも経営に支障が生じている事業者向けの保障制度を利用し、本制度の利用が減少傾向にある状況も踏まえ、いったん本制度は廃止すべきである。 ・その上で、他市との均衡も踏まえたより効果的な新たな中小企業への支援策を検討し、実施されたい。
1 4	中小企業融資制度利子補給金	19,500	廃止	・本補給金は、上記債務保証料補給金と関連し、中小企業者の財政的支援を通じて経営基盤の強化を図ることを目的として、借入金に係る利子の一部を助成するものであるが、前回提言においては、「廃止」と判断したものの、厳しい経済情勢を踏まえ継続されているものである。 ・しかし、前回提言から利率が2%未満における補給金額を見直し、減額してはいるものの、その他事項においては見直しすることなく継続されているが、1社平均3万円/年と補助額が低額であり、中小企業者の経営の合理化、設備の近代化等の経営基盤の強化につながっているとは考え難く、前回提言と同様、本補給金は廃止すべきと判断する。 ・もっとも、中小企業支援による市内産業の発展・振興を図る意義は認められることから、上記債務保証料補給金と併せて、中小企業に対するより効果的な支援の仕組みを構築すべきである。

番号	補助金名称	H 2 5 予算額 (千円)	総合評価	コメント
1 5	人権教育研究会補助金	1,250	廃止	・H22年度の提言を踏まえ、会費の徴収による自主財源の確保に努められているところであるが、事業自体の見直しはなされておらず、研修会・研究会等への参加費、旅費等については、依然として全額市からの補助金で賄われている状況にあり、団体の自主性と中立性を確保する観点から、改善が求められる状況にある。・教育現場における人権教育の推進という公共性・である本研究会に対する補助が経過であることが妥当であることが妥当であると判断する。・もっとも、前回提言のとおり、市が教員に対する人権教育のとおり、市が教員に対する場合には、人権教育のおり方を明確にした上で、補助金ではなく直接経費を負担するなどのより効果的な他の方策により支援することが適当である。
2 1	花と緑のわがま ちづくり助成制 度補助金	5,400	継続	・本補助金は、H19年度に市の出資金をもとにみどりの基金が創設され、本市の魅力のりの基金が創設され、本市の財産をを力のを推進するため、同基金を財源としてるものを推進する自治会等の団体を支援する。は、大きのとは、である。のでは、大きのとは、大きのとは、大きのとは、大きのとは、大きのとは、大きのとなり、大きのというのである。

番号	補助金名称	H 2 5 予算額 (千円)	総合評価	コメント
2 7	消防団員互助会補助金	1,158	継続	・本補助金は、地域住民の安心・安全を担う 消防団員の福利厚生を目的として、団員で構成される互助会に対し補助金を交付しているもので、消防団の役割を考慮するとともに、団員のなり手が不足しているを踏まえると、補助金を交付する必要性は認められる。 ・また、団員から会費を徴収するとともに、昨年度から互助会で支出していた慶弔費について本人を対象としたものに限るなど見直しを行い、一定の効率化に努めている。 ・しかし、本来消防団員の活動は公的なものであり、市が直接経費を負担することも等さられるところであるが、本互助会の決算書では補助金の使途が明確にされていない。補助金を交付している以上、市民に対する説明責任を果たす必要があるとともに、今後、市による必要経費の直接負担も検討するためにも、補助金の使途の明確化を図ることが求められる。